

【募集要項等改訂版の新旧対照表】

資料名	頁	項目等	旧	新
募集要項【改訂版】	4	事業スケジュール	維持管理期間 平成32年（2019年）4月1日～平成45年（2033年）3月31日	維持管理期間 平成32年（2020年）4月1日～平成45年（2033年）3月31日
募集要項【改訂版】	22	契約金額	選定事業者が提案した見積額から金利相当分を控除した額に100分の108を乗じた額に、金利相当分を加えた額を契約金額とします。	選定事業者が提案した見積額に100分の110を乗じた額を契約金額とします。
募集要項【改訂版】	別紙3-1	サービス対価-施設整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備等の設計に係る費用 ・空調設備等の施工に係る費用 ・空調設備等の工事監理に係る費用 ・空調設備等の所有権移転に係る費用 ・建中金利 ・融資組成費用 ・特別目的会社設立に係る費用 ・その他設備整備に関して必要な費用 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備等の設計に係る費用 ・空調設備等の施工に係る費用 ・空調設備等の工事監理に係る費用 ・空調設備等の所有権移転に係る費用 ・建中金利 ・特別目的会社設立に係る費用 ・その他設備整備に関して必要な費用 等
募集要項【改訂版】	別紙3-1	サービス対価の支払い方法	<p>設計・施工等のサービス対価は、引渡し後に一括して支払う「サービス対価1」と維持管理のサービス対価は、維持管理業務開始後に支払う「サービス対価2」により、構成されます。なお、サービス対価1は交付金が交付された場合等に支払う可能性があります。提案にあたってはサービス対価2によって設計・施工のサービス対価の全額を支払うものとしてください。</p> <p>各サービス対価については、下記規定により算出の上、割賦金利以外の部分に対して消費税及び地方消費税を加算してサービス対価を支払います。</p>	<p>設計・施工等のサービス対価は引渡し後に一括して支払う「サービス対価1」、維持管理のサービス対価は、維持管理業務開始後に支払う「サービス対価2」により構成されます。</p> <p>なお、設計・施工等のサービス対価は協議により一部を割賦によって支払う可能性があります。提案に当たっては引渡し後に設計・施工のサービス対価の全額を一括して支払うものとしてください。</p> <p>各サービス対価については、下記規定により算出の上、一部を割賦によって支払う場合の割賦金利以外の部分に対して消費税及び地方消費税を加算してサービス対価を支払います。</p>

資料名	頁	項目等	旧	新
募集要項【改訂版】	別紙3-1	サービス対価の支払い方法	国から交付金が交付された場合等，設計・施工等のサービス対価のうち，施設整備費相当支払分として，施設整備費を一括して支払う可能性があります。その場合は，対象校全ての設備の引渡しを受けた後，市は事業者から請求を受けた日から30日以内に一括して支払います。	国から交付金が交付された場合等，設計・施工等のサービス対価のうち，施設整備費相当支払分として，施設整備費を一括して支払う可能性があります。その場合は，対象校全ての設備の引渡しを受けた後，市は事業者から請求を受けた日から30日以内に一括して支払います。 なお，協議により一部を割賦によって支払う可能性があります。
募集要項【改訂版】	別紙3-2	サービス対価の改定方法	平成33年度以降については，前回改定時(一度も改定が行われなかった場合は，平成32年とする)の指標の平均値と，前年のそれとを比較し，3%以上の変動が認められる場合に，当該年度のサービス対価3を，以下の算式に基づいて改定します。	平成33年度以降については，前回改定時(一度も改定が行われなかった場合は，平成32年とする)の指標の平均値と，前年のそれとを比較し，3%以上の変動が認められる場合に，当該年度のサービス対価2を，以下の算式に基づいて改定します。
事業者選定基準【改訂版】	1	(3) 事業者選定委員会の設置	委員 川嶋 武宣 (八千代市 財務部長)	委員 出竹 孝之 (八千代市 財務部長)
事業者選定基準【改訂版】	6	加点審査項目-審査項目No1	主な様式 様式5-2 様式5-9 様式5-10	主な様式 様式5-2 様式5-6～様式5-10
事業者選定基準【改訂版】	6	加点審査項目-審査項目No6	主な様式 様式6-6	主な様式 様式5-6～5-7 様式6-6
様式集【改訂版】	モデル校計画書関係	—	—	(モデル校を1校と明記)
様式集【改訂版】	様式3-3	提案書類確認書	—	(資金調達計画書の削除及び様式番号修正)
様式集【改訂版】	様式3-3	提案書類確認書	損益計算書	損益計画書

資料名	頁	項目等	旧	新
様式集【改訂版】	様式4-2	見積金額の内訳	事業期間にわたるサービス対価（税込）から 金利相当額を除いた額に108分の100を乗じた額 消費税及び地方消費税相当分 （上記に100分の8を乗じた額）	事業期間にわたるサービス対価（税込）から 金利相当額を除いた額に110分の100を乗じた額 消費税及び地方消費税相当分 （上記に100分の10を乗じた額）
様式集【改訂版】	様式4-3	見積金額内訳書	—	（単位を明記）
様式集【改訂版】	様式4-3	見積金額内訳書	注5 記載にあたっては、募集要項別紙3「サービス対価について」に示す、「3 サービス対価の支払限度額」に留意してください。	（削除）
様式集【改訂版】	様式4-4	ライフサイクルコスト計算書	注1 サービス対価については、サービス対価の支払い予定表（様式5-9）との整合をとってください。	注1 サービス対価については、サービス対価の支払い予定表（様式5-10）との整合をとってください。
様式集【改訂版】	様式5-9	損益計画書	支払利息	（削除）
様式集【改訂版】	様式5-9	損益計画書	DSCR 各期 DSCR 事業期間平均 PIRR	（削除）
様式集【改訂版】	様式5-10	サービス対価の支払い予定表	—	（期の修正）
様式集【改訂版】	様式8-3	エネルギー量総括表	H33～45	H33～44
事業仮契約書（案） 【改訂版】	第76条第3項		第44条に規定する空調設備の供用開始時以後、契約期間の満了前に本件契約が終了した場合、本件契約の終了原因が、第75条に基づくものであって、かつ空調設備の滅失又は毀損を伴うものである場合には、・・・	第44条に規定する空調設備の供用開始時以後、契約期間の満了前に本件契約が終了した場合、本件契約の終了原因が、第74条に基づくものであって、かつ空調設備の滅失又は毀損を伴うものである場合には、・・・

資料名	頁	項目等	旧	新
事業仮契約書（案） 【改訂版】	第90条	融資機関との協議	甲は、本事業に関して乙に融資する金融機関との間において、甲が本件契約に基づき乙に損害賠償を請求し、又は契約を終了させる際の当該金融機関への事前通知、ないしは協議に関する事項につき協議し定めるものとする。	(削除)
事業仮契約書（案） 【改訂版】	別紙4	提出書類	—	(※の削除)
事業仮契約書（案） 【改訂版】	別紙10	支払金額等	—	(表の変更)